

建交労 ひかい

2019年1月号
発行：建交労 No.178
岐阜農林建設連合支部
〒501-4234
郡上市八幡町五町1-4-15
電話 0575-67-1582

すべての労災・職業病の根絶をめざす

新年あけましておめでとうございます 2019年を勝利の年に

執行委員長 東 健次

初春のお慶びを申し上げます。
今年も皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



支部定期大会で挨拶する東委員長

私たちは岐阜農林建設連合支部は、労災被災者が安心して療養できる社会保障の充実と労災・職業病の根絶を求めて運動を行ってきました。

三井金属神岡鉱山じん肺訴訟では、昨年『第29回なくせじん肺全国キャラバン』の出陣式を開催し、組合員一丸となつて成功させました。キャラバン行動に積極的に取り組んだ結果、県内でじん肺被害に対する理解が進み、じん肺根絶の世論を広げることができました。現在、岐阜地裁で係争中の第2陣訴訟はこの春に証人尋問が予定され、いよいよ年内の判決が予想されます。行政認定に基づいた賠償

と謝罪を勝ち取る勝利解決の年にしましょう。

また、トンネルじん肺根絶第6陣訴訟の闘いが始まりました。裁判によらずに解決する「トンネルじん肺基金制度」の創設に向けて力強く闘いを進めます。第5陣訴訟では、2年の早期解決を実現しました。第6陣訴訟では、さらなる早期解決を目標に奮闘してまいります。

こうした裁判闘争に勝利することが、被災労働者の療養を守り、労災・職業病の根絶のために大きな力になります。原告団のみなさんはもちろんのこと、組合員が団結して勝利解決を掴み取るうではありませんか。

2019年を『勝利の年』とするため、全力で頑張る決意です。

皆様のご支援、ご協力を心からお願いします。

6陣訴訟全国7地裁で73名が提訴

早期解決とトンネル基金創設をめざす

トンネルじん肺根絶第6陣訴訟がいよいよ始まりました。第6陣は福井や東京など全国7地裁で73名

(患者単位)が提訴。当支部からは、川添さん、佐藤さん、田中さん、谷脇さんの4名が福井地裁に提訴しました。12月18日、福井地裁前に原告のみなさん

じん肺救済基金が日建連の反対で未だ成立していない。この6陣で基金と早期解決を目指して頑張る」と挨拶しました。

佐藤工業へ早期解決と

基金創設の要請

全国一斉提訴に合わせ、東京地裁前には各都道府県から支援者約100人が集



裁判所に入廷する東京原告団

まりました。午前10時から提訴行動が行われ、東京原告を代表して尾山猛さん(68)が「今もトンネルで働く若い仲間が安心して働けるようにしたい」と裁判にかける思いを訴えました。

その後、参加者らは衆議院第一議員会館で行われた提訴報告集会を行い、午後からは13班に分かれ鹿島

や清水建設などゼネコン要請を行いました。

この日の行動には東支部委員長と山田県本部委員長が参加し、石川や佐賀の代表と一緒に佐藤工業本社を訪問しました。要請では6陣裁判の早期和解と基金創設を要望。会社側は安全環境部長や法務課長などが対応し「裁判の早期解決は会社も望んでおり、基金創設についても皆さんの要請について日建連に伝える」と回答しました。これに対し、要請団からは「基金創設は国会議員の8割が賛同しており、社会的世論となっている。基金について佐藤工業自身の考えをもって日建連に伝えるべきだ」と基金創設の重要性を強調しました。



記者会見する原告・弁護団



全国労働職部会 学習交流会

労災・職業病の根絶の思いより強く

全国労働職部会の専従者による学習交流集会在12月13・14日、東京で開かれました。

1日目は、森國副部会長と福富事務局長が専従者に求められる役割について、自らの経験を踏まえて話されました。労働者が健康で働き続ける社会を作るため

に労働部会の専従者としてのどのように運動を進めてきたのか、苦労も含めて具体的な内容でした。

2日目は、中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長の名取雄司医師による石綿関連疾患（アスベスト疾患）についての講演がありました。石綿は、天井や配管保温材として身近でたくさん使用されており、解体等で一般の人が被ばくする危険があることをまざまざと実感しました。同時に職業で石綿被ばくされた方の救済が不十分であることも学びました。今後の運動に活かしていきます。（畑中）

学習交流会で話す森國副部会長



組合員の皆さまのための 全力で頑張ります

新しく岐阜農林建設連合支部に書記として採用された畑中大輔です。現在29歳の独身です。

私はこれまで塾講師に始まり、荷物の梱包や接客業の仕事をしてきました。

これまで私の考える仕事とは、生活するために働くものでした。しかし、今回は自分が本当にやりたい仕事。そして、困っている人の手助けができる仕事をした

と考えていたところ、偶然にもハローワークで岐阜農林建設連合支部の求人を見つけたことができました。

これまで多種多様な職場で働いていたので、会社で不当な扱いを受けたことも



あれば、親切に接してもらったこともありませう。その経験を活かし多くの問題に取り組んでいくことができると思います。

勤めて間もなくまだまだ知識不足ではありますが、組合員のみなさまから色々なことを教えていただき、労働組合の役割もすっかり学び、みなさまのお役にたてるように励んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

2018年12月の活動報告

- 4日 遺族年金不支給決定取消を求める行政訴訟 弁論 @甲府地裁
6日 第2会執行委員会
11日 神岡じん肺訴訟原告団会議 @古川町中央公民館
12日 労災での早期救済を図るよう事業者と面談 @新城市
13日 専従職員学習交流会(13~14日) @主婦プラザF
14日 遺族年金不支給決定取消を求める行政訴訟
主治医面談 @成田記念病院
16日 県本部執行委員会
18日 トンネルじん肺根絶6陣訴訟提訴行動 @福井地裁
〃 ゼネコン要請 @東京地裁・ゼネコン各社
19日 神岡じん肺訴訟弁護団会議
トンネルじん肺根絶訴訟弁護団会議 @合同法律事務所
20日 東濃分会 @笠原中央公民館

2019年1月の予定

- 8日 神岡じん肺訴訟原告団会議 @古川町中央公民館
10日 治療について主治医面談 @東濃厚生病院
13日 県本部旗開き @虹の家
16日 神岡じん肺訴訟弁護団会議 @合同法律事務所
17日 岐阜農林支部旗開き(17~18日)
18日 遺族年金不支給決定取消を求める行政訴訟 主治医面談

事務所の年末年始のお休みは12月29日から1月4日までです。

ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

緊急連絡先 090-1753-9645

韓国の最高裁が日本企業に対し、元徴用工への損害賠償を命じた▼日本政府は1965年の日韓協定により『解決済み』と反発している。しかし、日本の侵略戦争に対する国と国の賠償問題が消滅したとしても「個人の請求権は消滅しない」というのが政府の公式見解でもあった▼つまり被害者個人が加害企業に謝罪と賠償を求めることは、なんなら非難されない▼神岡鉱山でも朝鮮人労働者が徴用され、劣悪な環境下で働かされていたという▼加害企業には植民地支配によって他国の人々を苦しめた責任があり、私たちには真実を子や孫に伝える責任がある。

(編集委員・山田)

編集後記